

Title	テーマからテーマ制へ : テマ制度の成立時期をめぐって
Author(s)	中谷, 功治
Citation	待兼山論叢. 史学篇. 1987, 21, p. 29-50
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/48045
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

テマからテマ制へ

——テマ制度の成立時期をめぐって——

中 谷 功 治

—

「帝国の領土をいくつかの軍管区にわけ、その司令官に行政の権限をあたえ」た制度⁽¹⁾。これが、中期ビザンツ時代（七一—一世紀）に帝国を軍事ならびに行政面において支えたテマ制、教科書でいう「軍管区制」の定義である。テマ制とは、地方軍司令官による管轄領域^{||}テマの文武両権の掌握を意味する。六世紀以前においては、軍指揮権と行政権の分離が原則であり、軍人が強大な権限を持つことは厳しく制限されていたから、中期ビザンツ帝国は、その統治機構においてそれ以前とは大きな変貌を遂げていたことがわかる。

また教科書には、「軍管区制」と並んで必ず「屯田兵制」という用語が見られる。テマの兵士は、一定の土地——後に「兵士保有地（ストラティオーティカ・クテーマタ）」と呼ばれる——を給付され、その代償として世襲の軍役義務を負う。つまり、テマの兵士とは、平時には家族とともに土地を耕作する一方、有事の際には装備を自弁し

て従軍する「農兵」であった、というのである。

「軍管区制」と「屯田兵制」とが対になって教科書に登場するのには理由がある。それは、今世紀を代表するビザンツ学者の一人、G・オストロゴルスキーが、両者を合わせてテマ制と定義した上で、この制度の起源をヘラクレイオス帝(六一〇―六四一年)の改革に帰したことによる。すなわち、中期ビザンツは国土の防衛と経済の根幹を軍民両権の集中と兵農一致に依存し、ヘラクレイオスによって導入されたテマ制こそはこれらを支える国家の脊柱に他ならない。⁽²⁾これがオストロゴルスキーのいわゆる七世紀変革説である。

テマ制については一九世紀末以来注目されてはきたが、この制度の意義を不動のものとしたのは、やはり右のオスロゴルスキーのテーゼであった。七世紀変革説は、ビザンツ一千年の歴史を「萌芽」「発展」「変容」の三段階を通して捉えようとする彼独自のビザンツ史像と不可分の関係にあったから、戦後、批判・反批判が相次ぎ、テマ制をめぐっても五十年代を中心に活発な論争が展開された。⁽³⁾しかしその反面、オストロゴルスキーの所説が余りに革新的すぎたため、続く研究が容易に彼の提起した枠組を越えられなかったのもまた事実である。実際、五十年代の論争で史料や論拠の多くが出尽くした後も、テマ制に関する議論は依然としてヘラクレイオス改革説の賛否をめぐって進められ、起源論以外の研究は皆無に等しかった。

さらに、「屯田兵制」をテマ制に含めて理解することにも疑問が提示された。P・ルメルが主張しているように、⁽⁴⁾「兵士保有地」なる用語は十世紀になってはじめて史料に現われるのであり、七世紀に、しかもヘラクレイオス帝によって兵士に土地が給付されたといった事実は確認できない。両者を安易に結びつけることは慎むべきである。⁽⁵⁾したがって、テマ制の定義として、筆者は、オストロゴルスキーの魅力のだが問題点の多いものではなく、以

下に述べるような狭義の軍事・行政機構としての定義を採用する。

テマ制の成立に関しては、とかく発展性に乏しい議論がなされがちであったが、七十年代後半以降研究者達の間
に一定のコンセンサスが形成されてきている。それは、テマ制とは、特定の時期に特定の皇帝によって導入された
改革ではなく、七世紀後半より約二世紀をかけて徐々に完成された帝国の地方統治制度だ、とする考え方である。
というのも、テマとは元来は軍団を指す言葉であったが、後に軍団の司令官ストラテゴスの管轄領域＝軍管区、
さらに軍管区に一致する行政区、へと意味内容を拡大させたため、テマそれ自体は必ずしもテマ制と同義ではなく、
九世紀後半にならなければテマ制という制度の具体的な議論は不可能だからである。つまり、もはやテマとテマ制
とは同列に論じられなくなったのである。

最近では、七世紀以降のテマそのものの動向を扱った研究が現われ始めている。われわれはその代表として、W
・E・ケーギ⁽¹⁰⁾、R・J・リーリエ⁽¹¹⁾、そしてJ・F・ハルドン⁽¹²⁾らの名前を挙げることができる。

けれども、テマ自身を対象とした研究が増加したからといって、テマ制起源論が無意味になったわけではない。
むしろ逆に、テマそのものへの関心が高まったため、この制度がいかにして成立したのか、というテマ制の形成過
程をより明白にすることが可能になったといえる。本稿の目的は、以上に挙げたテマに関する最近の学界動向を踏
まえた上で、現時点でのテマ制起源論のコンセンサスを筆者なりにまとめることにある。それは、長年続けられて
きた論争に一応の終止符を打つとともに、テマをめぐる今後の研究課題をはっきり見定めるためでもある。

なお本論では、個々の事象にもまして当時帝国が置かれていた政治状況を重視したい。なぜなら、七世紀から八
世紀にかけてはビザンツ史において最も史料の乏しい時期にあたり、テマに言及した数少ない証拠も、前後の状況

をよく把握した上でないと正しく読みこなせないからである。

二

前節でも述べたように、戦後長らく続けられてきたテマ制の成立時期をめぐる議論も、八十年代に入ってようやく収束のきざしを見せている。八四年には、リーリエによって研究者間のコンセンサスをまとめた形で論文が発表された⁽¹³⁾。そこで、筆者もこのリーリエの論文を軸に以下考察を進めることにする⁽¹⁴⁾。

リーリエによれば、テマ制の起源論は三つの説に分けられる。すなわち、(i)テマ制とはヘラクレイオス帝によってペルシア遠征(六二二—六二八年)前に導入されたものとする、オストロゴルスキーの「ヘラクレイオス改革説」⁽¹⁵⁾、(ii)テマ制の成立に一切の変革を認めず、六世紀以来の帝国内部での漸次的な変化を主張する、カラヤノプロスの「内的発展説」⁽¹⁶⁾、そして(iii)七世紀初頭のペルシア人ではなく、中葉以降に現われたアラブ人の長期にわたる侵攻への対応として徐々に形成されたのがテマ制だ、と考えるペルトゥシンの「アラブ対抗説」⁽¹⁷⁾の三つである。

以上のようにテマ制起源論を三分したことは注目に値する。というのも、従来はカラヤノプロス説とペルトゥシンの考えは、合わせて「漸次形成説」と呼ばれるのが通例となっており、その結果「ヘラクレイオス改革説」対「漸次形成説」という図式で議論が交されてきたからである。オストロゴルスキー説に異を唱える研究者達は、一皇帝による急激な改革はありえない、という点で一つにまとめられたわけである⁽¹⁸⁾。

ところが、奇妙なことにヘラクレイオスの改革を主張する当のオストロゴルスキーは、テマ制の漸次的な成立に全く異議をはさんでいない。むしろ「漸次形成説」を支持しさえしている。例えば、彼は軍民両権の集中の先例と

して六世紀末のラヴェンナ、カルタゴの両総督 *exarchus* に注目する一方、「屯田兵制」の先駆としても後期ローマ時代の国境防衛軍 *limitanei* を挙げているのである。⁽¹⁹⁾

確かに、井上浩一氏の指摘のとおり、オストロゴルスキーの考え方は、七世紀変革＝断絶説という歴史観を色濃く反映していたかもしれないが、⁽²⁰⁾氏自身そうであるように、反「ヘラクレイオス改革説」だからといって連続説だとはかぎらない。問題は、テマ制の漸次的成立で一致しつつも、ある特定の時点・事件に何らかの決定的変化を認めうるか否か、という点にある。

とはいえ、「ヘラクレイオス改革説」に対する反論は枚挙にいとまがない。既に五十年代にカラヤノプロスによって徹底的な批判が加えられ、最近では井上浩一氏が説得力のある論駁を行なっている。ここでは、議論の要点だけをまとめておくことにする。

まず、ヘラクレイオス帝によるペルシア遠征に先行する時期の状況を概観しておこう。⁽²¹⁾

六〇三年にフォーカスが帝位を篡奪すると、帝国は未曾有の混乱期に突入した。東方軍の將軍ナルセスの蜂起はペルシア王コスロー二世の干渉を招き、フォーカス帝は辛うじて反乱を鎮めたものの、ペルシア軍に対しては軒並み大敗を喫した。メソポタミアを制圧して勢い付くペルシア軍は、六〇九年には小アジアを横断して首都対岸のカルケドンに迫った。この間、フォーカスは国内の反乱や陰謀の弾圧に忙殺されていた。一方、バルカンの情勢も絶望的で、アヴァール人、スラヴ人の侵入を受けた帝国の支配領域は、「蛮族」の海の中に点在する孤島の如くであった。

カルタゴ総督^{エラサルコス}の息子ヘラクレイオスがアフリカ軍とともに首都に入場したのは、六一〇年のことである。二年

後、失地を回復するため彼は皇帝直属軍に東方軍を合わせてシリアに遠征するが、アンティオキアで敗れ、小アジアへの撤退を余儀なくされた。その結果、孤立したパレスティナ、シリア、エジプトの各都市は、帝国の救援を受けることなく次々と陥落する。しかし、コスローは攻撃の手を休めず、ペルシア軍は小アジアに侵攻を繰り返し、ボスフォラス海峡にもしばしば姿を現わした。これに対しヘラクレイオスはなすすべなく、一時はカルタゴへの遷都さえ考えている。

以上の経緯から明らかなのは、ペルシア遠征以前の小アジアはペルシア人の攻撃の前にはほとんど絶望に近い状態にあった、ということである。確かに、後に軍管区IIテマを形成する帝国の各軍団は小アジアに集まっていたが、それとて一時的な撤退にすぎず、絶え間ないペルシア軍の小アジア侵入の中で、有効な軍事・行政上の改革とあったものは事実上不可能となっていた。しかも、テマとは本来防衛を目的とする組織なのであるが、⁽²²⁾当時皇帝ヘクレイオスに課せられた使命は、小アジアの防衛ではなく、敵に奪われた東方諸属州の回復であった。したがって、彼にとって唯一残されていた道は、自ら残り少ない軍隊を率いて敵の本国を衝き、戦局を一抛に逆転させることだったのである。

また、いったんペルシアとの戦争に勝利してしまうと、東方にはもはや帝国の平和を脅かす敵は存在しなくなっていた。アラブ人はいまだその動きを本格化させていない。小アジアにあった各軍団もそれぞれ元の管轄地域に戻ったであろう。はたして、このような時期に皇帝は、約三世紀間続いた堅実な属州組織を廃して、より危険度の高いテマ制を新たに採用する必要があっただろうか。⁽²³⁾

さらに、ヘラクレイオス帝によってテマ制が導入されたとして、はたしてそれがうまく機能しえたか、という問

題がある。つまり、テマ制が効果的に機能するためには、ストラテীগスおよび彼のスタッフによって管轄領域内の行政が運営される必要があるが、実際には彼ら軍人は民事行政には全くの素人だったのである。軍団の司令官が形式的に行政を統轄するだけならば可能であったかもしれない。けれども、その程度の措置をもって帝国史上に残る改革と呼べるかどうかは大いに疑問である。

最後に、オストロゴルスキー説の根拠となった史料を検討しておこう。

乏しい史料の中で彼が論拠としたのが、九世紀初頭の『テオファネスの年代記』⁽²⁴⁾と十世紀中葉の皇帝コンスタンティノス七世の手による『テマについて』⁽²⁵⁾であった。

ところが、両著作の内、『テマについて』は「ヘラクレイオス改革説」を証明する史料としては不十分であることが判明している。⁽²⁶⁾ コンスタンティノスの作品は、地誌としては興味深いが、誤解が多く、テマに関して、「ヘラクレイオス帝およびそれに続く皇帝の時代に、このような名称を得たといえるように私には思われる」といったあいまいな表現が見られるにすぎない。むしろこの記述からは、テマは七世紀中頃以降のアラブ人の侵入とともに成立したことが予測される。

では、『テオファネスの年代記』の方はどうか。議論の焦点となったのは、六二二年のヘラクレイオス帝のペルシア遠征出発の箇所である。「(ヘラクレイオスは)帝都を出発し、ピュライというところまで船で行った。そしてそこからテマの地、*ἐν τῷ τῶν Βεγαρῶν χωρίῳ* に到着し、軍を集め、彼らに新しい戦術を授けた」⁽²⁸⁾

オストロゴルスキーは、この記事のテマは既に一定の地理的領域——軍管区または行政区であった、と主張する。⁽²⁹⁾ しかし、カラヤノプロスの反論にもあるように、「テマの地」を「軍団の集結地」と読んで何ら差しつかえない。⁽³⁰⁾

實際、七世紀の史料において、テマは一度の例外を除いて、⁽³¹⁾すべて軍団を意味していたし、複数形で記されているテマを領域と見なすならば、皇帝は集結地点（カッパドキアのカイサレイア）までいくつかのテマを経由したと考なければならなくなる。⁽³²⁾史料的に、テマ制の起源をヘラクレイオス帝の改革に帰するのは少々難有りと言わざるをえない。⁽³³⁾

以上、状況・機能・史料の諸点から見て、オストロゴルスキー説は受け入れ難いと思われる。

三

本節では、テマ制の成立に一切の変革を認めず、六世紀から十世紀にかけての途切れることのない内的発展を主張する、カラヤノプロスの説を検討する。

著書『テマ制度の成立』の中で、極めて実証的な考察を展開しているカラヤノプロスではあるが、彼の議論は批判のための批判という色彩が強い。ここでは、オストロゴルスキーの提示する各論点に対し、それに反する史料を列挙するという手法が採られる。

「漸次的な内的発展」という以外に、自らのテマ制論を積極的に提起しないカラヤノプロスの最大の問題点は、ビザンツ帝国を取り巻く地中海世界の政治・経済・社会を一変させた、民族移動、とりわけアラブ人の登場を余りにも軽視していることにある。⁽³⁴⁾したがって、カラヤノプロスに対する批判は、六・七世紀の帝国の軍事・行政制度に対する彼の評価に向けられた。

まず、六世紀以前にも軍管区は存在した、と彼は主張するが、七世紀の前と後とでは局面は全く異なっていた。

何にもまして、六世紀以前の小アジアには強力な軍事力が存在しなかった。三世紀の危機時代は別にしても、それ以後三百年間小アジアは平和で安定した繁栄を続けていた。⁽³⁵⁾確かに、首都近郊には皇帝直屬軍が駐屯していたが、これはあくまで予備軍であり、その他の主力野戦軍はオリエント、アルメニア、トラキアの各地に在駐していた。⁽³⁶⁾これに対し、遅くとも七世紀後半までに主戦場は小アジア内部に移り、そこに形成された四つのテマ＝軍管区、オプシキオン、アナトリコイ、アルメニアコイ、トラケシオイの各々は、アラブ人の侵攻に対抗する防衛単位となっていたのである（後述）。

また、六世紀においては、軍指揮権と民政権を分離するディオクレティアヌスⅡコンスタンティヌス体制の原則が依然として守られていた。確かに例外はあった。ユステイニアヌス一世は、小アジアの若干の指揮官 (Praetor Justinianus, moderator Justinianus) に民事属州の統轄を命じている。また、イサウリアの長官にも特別に軍民両権が委ねられた。けれども、これらは短期間のしかも特定の領域に限られた措置にすぎず、導入の理由もまちなちであった。六世紀にあつては事態は依然として流動的であり、エジプトでは文官総督 praefectus augustalis が軍事権を握るといふ、テマ制とは逆の現象さえ見られた。

ユステイニアヌス帝によって再征服されたイタリアならびに北アフリカは、六世紀後半外敵の侵入を受けたため、それぞれラヴェンナ、カルタゴを中心とする総督府に再編成され、軍司令官には総督の称号とともに行政権が委ねられた。これら総督府制をテマ制の原型と見なす考えもあるが、⁽³⁸⁾総督とは首都から遠く離れた再征服地を円滑に支配するために与えられた特別権限であつて、帝国中心部、とりわけ小アジアの軍事化としてのテマとは無縁である。⁽³⁹⁾一部の小規模な例外的措置や辺境地域での特例をもって、六世紀における帝国属州行政の破綻を語ることはできな

い。

結局カラヤノプロスの研究は、史料の実証という点では他の学者の追隨を許さないものの、当時帝国が置かれていた状況にはほとんど眼を向けていない。つまり、彼は「テマ制は漸次的に成立した」と主張するばかりで、それがいかにしてなされたのか、については何も述べていないのである。

これに対してリーリエは、ペルトゥッシンと同じく七世紀後半以降のアラブ人の侵攻にテマ制の起源を求める。けれども、彼の考え方は、テマ制の成立を、単にストラテীগスによる文武両権の掌握といった表面的現象だけでなく、テマという新しい属州内での「固有の民事行政」⁽⁴⁰⁾の誕生の中に見いだそうとする点でユニークである。

極めて貧困な史料に依拠するかぎり、軍管区Ⅱテマが確認できるのは六八八年⁽⁴¹⁾、行政区としては七七〇／一年が⁽⁴²⁾最初であり、リーリエの言う「テマ固有の民事行政」となると九世紀後半を待たねばならない。⁽⁴³⁾ アラブ人の影響を重視しながらも、テマ制の完成時期を九世紀後半に置かならば、その間約二世紀の形成過程を明確に説明する必要がある。次節では、リーリエの帝国の防衛システム論に立脚したテマ制成立説をまとめることにする。

四

七世紀四十年代より始まるアラブ人の小アジア侵攻は、九世紀初頭まで約一世紀半以上に及んだ。この間、アラブ側の内紛期にあたる六六〇年代、七世紀末、七五〇―六〇年代を除けば、攻撃はほとんど毎年のように繰り返され、とりわけ二度の首都包囲（六七四―六七八年、八一七―八一八年）の前後には越冬をも含む激しい攻勢が加えられた。

第二次首都攻撃が失敗した後、侵入者の目的は征服から略奪へと変化した⁽⁴⁴⁾が、毎年⁽⁴⁵⁾のアラブ軍の小アジア侵略は止むことはなかった。ビザンツ軍が曲がりなりにも迎撃を開始するのは、帝国の再建者レオン三世の治世（七一七—七四一年）も末年になってからである。

一五〇年以上にわたるアラブ人の小アジア侵攻とビザンツ側の対応を概観した時、帝国の防衛政策には一定のパターンがあることがわかる。それは、国境において守備隊が敵を食い止め、機動野戦軍がこれを撃破する、といった六世紀までの防衛構想とは根本的に異なる。七・八世紀においては、小アジアは「もはや線ではなく、面の抵抗組織⁽⁴⁶⁾」によって防衛がなされ、この抵抗組織の要となったのが他ならぬテマであった、とリーリエは言う。

歴代の皇帝は国境にあたる小アジア東部の山岳地帯を無人化し、続くアナトリア高原においてもアラブ軍に正面から対決を挑むことはなかった。ビザンツ側は城塞^{カステル}に籠りつつ、遊撃部隊を派遣して敵の後方攪乱、急襲、待ち伏せに専念している。このような戦法は、各テマの主力軍が駐屯する半島西北部の都市群でも変わらず、侵入者はほとんど抵抗を受けることなく進軍できた。ただし、堅固な城塞や都市の攻略には長時間を要し、アラブ軍は小アジア奥深く侵入すればするほど、迎撃態勢の整ったテマ軍を背後に受け、かなりの危険を覚悟しなければならなかった。

他方帝国側は、アラブ軍の侵入を逸早く察知してテマごとに都市・城塞の守りを固め、敵の進攻をできるかぎり鈍らせつつ迎撃軍を迅速に編成する必要があった。したがって、小アジア全体を用いた防衛システムが十分機能するためには、テマの俊敏な対応と相互の連携が不可欠だったのである。

とはいえ、軍事的に劣勢に立つビザンツにとって、小アジア防衛の基本は、あくまでも会戦を避けて人力を確保

し、巧みな戦術によって敵を自滅や退却に追い込むことにあった。この時期の帝国軍は、広くゲリラ作戦を展開していたと言えよう。カラヤノプロスが主張するような、国境防衛担当の「クレイメーラ辺境区」・機動軍による迎撃といった六世紀と同じ防衛戦略が確立するためには、早くとも国境が安定する八世紀末を待たねばならない。⁽⁴⁷⁾

眼を帝国西部に移せば、七世紀前半にトラキア軍がアジア側に渡った後は、バルカン半島は軍事的にはほとんど放棄されたに等しい状態にあった。アヴァール人の蹂躪した後には南スラヴ諸族の定住が続き、さらに世紀末からはブルガール族が先任スラブ人を征服しつつドナウ南岸に国家を建設し始める。ビザンツには沿岸部のわずかな都市が残されるだけとなり、在地のテマであるトラキアやヘラスを中心に点と線による自衛を余儀なくされた。帝国がバルカンの再征服に本格的に乗り出すのは、八世紀後半以降のことである。⁽⁴⁸⁾

以上のような七・八世紀の帝国の対外状況および防衛システムの概観に続いて、リーリエは史料面での検証に移る。テマ制の形成過程を具体的な行政上の変化を通して考察するために、彼は印章を利用した。史料に乏しい七・八世紀の行政のあり方を問う場合、帝国の様々な役人の印章は、またとない貴重な史料となる。⁽⁴⁹⁾

ユステイニアヌス一世治下の小アジアには民事属州が二七存在したが、これらの内二六までが七・八世紀の印章によって確認できる。しかも、各属州の名を冠した印章の持主の多くは、後に税関役人として勤務したコムメルキアリオス *kommerkiarios* であつたから、⁽⁵⁰⁾ これら属州が単に名目上の存在にすぎなかったとは考えられない。したがって、この時期においてもなお、小アジアでは旧来の民事属州が行政上の単位であつたことが予想される。

ただし、八世紀のはじめから徐々にであるが、テマの名前を持つコムメルキアリオスが登場するようになる。この事実からは、七世紀末から八世紀初頭にかけて、純軍事的単位であつたテマが次第に民事行政に介入し始めたこ

と、つまり軍団テマの司令官ストラテゴスが、属州行政一般に対してある程度の指導力を持つようになっていたことが窺える。

印章は、これまで多くの研究者によって利用されてきた。けれども、これを七・八世紀の小アジアの具体的状況と合わせて論じるリーリエの主張にはより大きな説得力がある。以下彼のテマ制起源論をまとめることにしよう。

六三六年、シリアのヤルムーク河畔で決定的な敗北を喫した時、ビザンツ帝国は世紀初頭と同じ危機に陥った。

帝国軍は小アジアに撤退し、アラブ軍の攻勢の前に東方の全属州が次々とその軍門に降ったのである。しかし、年老いた皇帝ヘラクレイオスには、最後の決戦を挑む余力はもはや残されていなかった。敵軍によって国境防衛線が難なく突破されると、小アジア内部の防衛がどうしても必要となった。そのため、帝国の各方面軍は小アジア各地に分散し、都市や城塞を拠点に侵入者を防ごうとした。すなわち、東北部アメルアからの攻撃に対してテマIIアルメニアコイ（旧アルメニア方面軍）、東南部シリアからの攻撃に対してテマIIアナトリコイ（旧オリエント方面軍）、西部の防衛にテマIIトラケシオイ（旧トラキア方面軍）、そして北西部の帝国中枢にはテマIIオプシキオン（旧ブラエントラーレ皇帝直屬軍）、である。⁵¹⁾

これらの軍団テマによる軍管区IIテマの形成は、七世紀中頃侵入初期に比較的すみやかに実行されたと思われる。六十年代および世紀末のアラブ側の内紛も、帝国には防衛態勢を整える好機となっただろう。しかし、二度の首都攻防戦をはじめ、帝国の存亡にかかわる戦いが長く続いた結果、軍事権力の民間行政への介入は不可避であった。皇帝は、暗黙の内であれ、不承不承であれ、ストラテゴス達に小アジア各地の防衛と合わせて、行政の統轄を委ねざるをえなかったはずである。

けれども、これをもって行政区Ⅱテマの完成と見なすのは誤りである。先に見たように、古い民事行政は当時も依然として機能していたのであり、「テマ固有の民事行政」の成立は早くとも九世紀後半を待たねばならない。要するに、七・八世紀のテマとは、まず第一に軍事単位として理解する必要がある、とリーリエは主張する。彼は、この時期の軍事色の強い防衛組織としてのテマを「原テマ Urthema」と呼んで、後のテマ制下での行政単位としてのテマと区別している。⁽⁵²⁾

やがて八世紀も後半になり、アラブ人の攻撃が弱まってくると、皇帝達はこれまで事実上放任状態にあったテマに統制を加え始めた。小アジアの大きな「原テマ」は次々と分割される一方、バルカン半島では再征服されたスラヴ人居住地域に新しくテマが設けられる。九世紀末にはテマの数は小アジアだけで十を越え、その大きさはかつての民事属州に近づいた。規模を縮小させたテマの内部では、ストラテীগスを中心としつつ、しかも中央との深いつながりを持った独自の行政組織が整備された。ここに、語の本来の意味におけるテマ制が完成する。リーリエの言葉を借りれば、テマ制の成立とは、七世紀から九世紀にかけての「二百年の改革」だったのである。⁽⁵³⁾

五

「テマはローマの制度の漸次的変化によって生まれたのではなく、また特定の皇帝（ヘラクレイオス）の改革によって作られたものでもなかった。それは、アラブ人・スラヴ人、とくにアラブ人の激しい攻撃によって、ローマ帝国の行政・軍事体制が完全に機能を失った時期に、地方的な組織として、いわば下から作られたのである」

「ストラテীগスに行政権が委ねられたのはいつか、という従来の問題の立て方そのものが正しくなかったと思

うのである。ストラテীগスは帝国政府から行政権を与えられたのではなく、篡奪したのであり、それによつていわば半独立国を形成したのである⁽⁵⁴⁾

わが国において、リーリエと同様にオストロゴルスキー、カラヤノプロス両説を退けながらも、独自のテマ制起源論を展開しているのが井上浩一氏である。以下井上氏の「自生的テマ」論について若干コメントしておきたい。

まず井上氏の所説を一読して気が付くのは、誤解を招きかねないような表現が多く見られることである。例えば、ストラテীগスによる行政権の篡奪。やはり「篡奪」とは、あくまでも「帝王の位を奪い取ること」(『広辞苑』)の意味で用いるべきだろう。また、テマが「下から作られた」というのも、何か兵士や属州住民の手で設立されたような印象を与えかねない。

井上氏は、ストラテীগスが「半独立の地方政権」自生的テマを樹立⁽⁵⁵⁾した、と主張するが、渡辺金一氏も指摘しているように、「七・八世紀にビザンツ帝国が一連の諸独立地方政権に分裂するような徴候は微塵もみられない」。し、テマの中央政府に対する反乱は、テマの自立性を示すと同時に、テマが中央と強く結びついていたことを物語つてもいる。事実、アラブ人の激しい侵攻の前に、各テマはそれ自身の力だけでは存立しえず、常に他のテマとの連携を計りつつ、強力な中央政府を希求していたのである。

さらに、七世紀末から八世紀初頭の内乱期においても、ストラテীগスの任免権は皇帝が握っていたことが史料から確認できる⁽⁵⁶⁾。各属州のコムメルキアリオスは決して名目上だけの存在ではなかっただろう。テマトラキアは、六八〇年の皇帝コンスタンティノス四世による対ブルガール遠征が失敗に終わった時に、首都郊外を防衛するため⁽⁵⁷⁾に設置されたものである。たとえそれが軍管区「テマであったとしても、テマが「下から作られた」とか「国家の

建前の外に存在」したというような表現には、やはり問題があるのではないか。

テマ制はアラブ人をはじめとする七世紀の異民族の侵入を契機として成立した、と考えるならば、井上説のような急速な発展ではなく、むしろ中央政府と地方属州との連結が途絶えがちな状況の下で、行政権は徐々に崩し、的に、ストラテীগスの手に入った、とするリーリエ説の方がより説得力があるように思われる。

六

リーリエのテマ制成立論は、乏しい史料状況にもかかわらず、当時帝国が置かれていた対外状況を的確に把握した上で展開されているだけに、説得力に富んでいる。彼の研究によって、混乱を続けてきたテマ制をめぐる諸問題にも明確な方向が示されたといっても過言ではない。最後に、展望としてテマとテマ制に関する今後の研究課題をいくつかまとめて挙げておくことにする。

まず第一に、テマ制は七世紀から九世紀にかけて漸次的に完成した、との結論にしたがって、テマ制はいかにして成立したのか、というこの制度の形成過程をより一層詳しく分析する必要がある。とりわけ注目しておきたいのが、同時期に帝国各地で頻発したテマの反乱である。リーリエの言う防衛組織としてのテマが、対外関係上の外向きの姿だとすれば、テマ反乱は、いわば帝国内における内なるテマの姿であった。テマの性格をより明確にするためにも、一連の反乱の内容・性格・意義についての考察が不可欠である。⁽⁵⁸⁾

またテマ制の完成への過程という点では、テマの分割と行政単位化、井上浩一氏の言う「テマの改革」についての研究が待たれる。七世紀にバルカンと小アジアに合わせて七つしか存在しなかったテマの数は、九世紀末には二

四にも急増し、しかもそこには整備された「テマ固有の民事行政」が確立されていた。テマの体制内化の過程を詳細に跡付けないかぎり、テマ制の完成を論じることはできない。

さらに、テマ制と密接な関係を持つ「屯田兵制」の問題がある。ひとまず本稿ではテマ制と切り離した形で議論を進めたが、リーリエや井上氏は両者を一つのものとなししている。テマ制と「兵士保有地」を安易に結びつけることは慎むとしても、軍事組織としてのテマを支えた軍隊将兵の徵募や給養方法の研究は、テマ制を論じる上で欠くことができない。

その他にも、テマ軍の兵数・戦力、制度の解体過程など残された課題は少なくないが、テマ制の成立という観点から特に重要なのは右の三点であろう。

本稿冒頭でテマ制の定義に引用した教科書は、同じ箇所でテマ制とは「七世紀以降東西諸民族の攻撃を防ぎあわせて中央集権をはかるため」の施策であった、と記している。別の教科書でも、「国内の体制を強めるため七世紀から軍管区制をしき、……中央集権と軍事力の強化をはかった」とある。⁽⁵⁹⁾

ストラテゴスによる文武両権の掌握は、帝国防衛のための窮余の策であって、本来権力の分散を意味していた。したがって、言葉の上ではテマ制と中央集権とは両立しえないはずである。それでは、教科書のこのような矛盾した表現はどうして起こったのか。テマ制の成立を議論してきたわれわれには、それが防衛のための軍事組織としての七・八世紀のテマと、体制内化された地方統治組織としての九・十世紀のテマ制を混同した結果であることが容易に理解できよう。

テマ制の成立を正しく把握するためには、まず第一にテマとテマ制を区別しなければならない。このことは、決して容易ではない。というのも、テマ制をめぐる議論においては、どうしても「テマ」という、軍団からテマ制度そのものに至る幅広い意味を持つあいまいな用語を用いざるをえないからである。不明瞭な「テマ」を明確に把握すること、それがテマからテマ制への道を正確に理解するための出発点なのである。

注

- (1) 村川堅太郎他共著『詳説世界史(改訂版)』(山川出版社)一九八六年 一三二頁。
- (2) G. Ostrogorsky, *History of the Byzantine State*, transl. by J. Hussey, (London) 1956, 2nd ed. 1968, pp. 95-98, 106.
- (3) H. Gelzer, *Die Genesis der byzantinischen Themenverfassung*, (Leipzig) 1899; Ch. Diehl, "L'origine du régime des Themes dans l'empire byzantin", in *Les études d'histoire du Moyen Âge, dédiées à G. Monod*, (Paris) 1896 (=Ch. Diehl, *Études byzantines*, (Paris) 1905, pp. 276-292.)
- (4) G. Ostrogorsky, "Die Perioden der byzantinischen Geschichte", *Historische Zeitschrift*, 163, 1941, S. 229-254.
- (5) 渡辺金一「テマ(ΘΕΜΑ)制度成立の時期をめぐる論争の現状」『史学雑誌』六五—一〇、一九五六年、六一—七九頁。同「テマ(ΘΕΜΑ)論争の新段階」『史学雑誌』六八—一、一九五九年、七六—九九頁。
- (6) P. Lemerle, "Esquisse pour un histoire agraire de Byzance, II", *Revue Historique*, 220, 1958, pp. 43-94.
- (7) 「兵士保有地」や兵士の給養方法については、稿を改めて論じた。
- (8) 「テマ」という用語の起源については、F. Dölger, "Zur Ableitung des byzantinischen Verwaltungsterminus ΘΕΜΑ", *Historia*, 4, 1955, S. 189-198 を参照。
- (9) このような語義変遷からいえば、この制度を「軍管区制」と呼ぶのは適切ではない。
- (10) W. E. Kaegi, Jr., "Some Reconsiderations on the Themes (7th-9th Centuries)", *Jahrbuch der Österreichischen*

- Byzantinistik*, 16, 1967, pp. 39-53: id., *Byzantine Military Unrest 471-843, An Interpretation*, (Amsterdam) 1981. その題は Army, Society and Religion in Byzantium, (Variorum Reprints, London) 1982 中の関連論文を指す。
- (11) R.-J. Lilie, *Die byzantinische Reaktion auf die Ausbreitung der Araber*, (München) 1976 (その *Reaktion* は註記): id., "Thrakien" und "Thrakesis": Zur byzantinischen Provinzorganisation am Ende des 7. Jahrhunderts", *Jahrbuch der Österreichischen Byzantinistik*, 26, 1977, S. 7-47.
- (12) J.F. Haldon, "Some Remarks on the Background to the Leonoclast Controversy," *Byzantinistika*, 38, 1977, pp. 161-184: id., *Recruitment and Conscription in the Byzantine Army c. 550-950*, (Wien) 1979: id., *Byzantine Praetorians*, (*HOIKIA BYZANTINA* 3, Bonn) 1984.
- (13) R.-J. Lilie, "Die zweihundertjährige Reform: Zu den Anfängen der Themenorganisation im 7. und 8. Jahrhundert", *Byzantinistika*, 45, 1984, S. 27-39, 190-201 (その "Reform" は註記の *後半* であり「*儀式*」問題が扱われていない)。
- (14) 本稿では、紙幅の都合上テマ制についての研究文献は、その一部を除いて割愛せざるをえなかった。詳しくは、先に挙げた渡辺金一氏の紹介や、井上浩一著『ビザンチン帝国』(岩波書店)一九八二年の該当箇所を見られたい。
- (15) 前記の文献以外の G. Ostrogorsky, "Sur la date de la composition du «Livre des Themes»", *Byzantion*, 23, 1953, pp. 31-66 など。
- (16) J. Karayannopoulos, *Die Entstehung der byzantinischen Themenordnung*, (München) 1959.
- (17) A. Pertusi, "La formation des themes byzantins", *Berichte zum XI Internationalen Byzantinisten Kongress I*, (München) 1958, S. 1-14 (*ibid.*, Korreferate, S. 1-8 は *トマ* の反論など) など。リーリヤ氏の説を支持する。
- (18) 例えば、井上浩一氏の「前掲著書」A. Toynbee, *Constantine Porphyrogenitus and His World*, (London) 1973, などを見参照。
- (19) Ostrogorsky, *History of the Byzantine State*, pp. 96-97, 133-134, 157-158, 193-195, 207, 247-248; "Sur la date de la composition du «Livre des Themes»", p.47.

- (20) 井上前掲書、七三頁。
- (21) よら詳しは、A. N. Stratos, *Byzantium in the 7th Century*, transl. by M. Ogilvie-Grant, vol. 1, (Amsterdam) 1968 参照。
- (22) これはティール以来の定説であり、リリーヒにより確認される。第四節参照。
- (23) 七世紀末から九世紀初頭にかけて、*テマティス*が反乱を起しつゝ。cf. Kaegi, *Byzantine Military Unrest 471-843*.
- (24) Constantino Porphirogenito, *De Thematis*, ed. e comm. A. Pertusi, (Vaticano) 1952 (註 *De Thematis* へ参照)。
- (25) *Theopanis Chronographia*, ed. C. de Boor, (Leipzig) 1883-5.
- (26) 例えは、井上前掲書、七四一七六頁。
- (27) *De Thematis*, p. 63.
- (28) *Theopanis Chronographia*, p. 303.
- (29) Ostrogorsky, "Sur la date de la composition du «Livre des Themes»", pp. 52-54.
- (30) Karayannopoulos, *a.a.O.*, S. 29-30.
- (31) *Theopanis Chronographia*, p. 364; *Niephori Archiepiscopi Constantinopolitani Opuscula Historica*, ed. C. de Boor, (Leipzig) 1880, p. 36.
- (32) Haldon, *Recruitment and Conscription*, p. 31.
- (33) ただし、リリーヒはこれらの読み方も可能であると慎重である (Lilie, "Reform", S. 30-32)。
- (34) 例えは、彼の著作の中で「マラン人」という言葉はわずか二度しか用いられておらず、しかもその内の一回は「マラン」からの引用部分のものである。
- (35) C. Foss, "The Persians in Asia Minor and the End of Antiquity", *English Historical Review*, 357, 1975, p. 721.
- (36) 本邦後編ローマ時代の風俗雑考に「マラン」 A. H. M. Jones, *The Later Roman Empire: 284-602*, (Oxford) 1964, vol. 2, pp. 607-686; J. B. Bury, *History of the Later Roman Empire: 395-565 A.D.*, (London) 1958, vol. 2, pp.

- 34-45 を参照。
- (37) 純粹な民政單位としての後期ローマの屬州を仮にこう訳しておく。同じく、行政権のみを持つ給督は文官総督とする。
cf. Lillie, "Reform", S. 28-29.
- (38) Diehl, *op. cit.*, p. 292; Toynbee, *op. cit.*, p. 236.
- (39) テマ下流域と小アジア南部沿岸の兩權を握つた quaestor Justinianus exercitus とついで、同じことが言えるだけである。
- (40) Lillie, "Reform", S. 34.
- (41) *Theophrastus Chronographia*, p. 364.
- (42) *Ibid.*, p. 445.
- (43) テマ内の下部組織は「ウヌムニスキーのタクティコン」や「フィロテオスのクレートロロキオン」などの官職表から大まかに確かめられる。N. Oikonomides, *Les listes de préséance byzantines des IX^e et X^e siècles*, (Paris) 1972, 井上前掲書、一二二—一二三五頁参照。
- (44) アラブ人の征服活動は「アールワイラーの言うような侵入初期だけではなかった。H. Ahnweiler, "L'Asie Mineure et les invasions arabes", *Revue Historique*, 227, 1962, p. 7; Lillie, *Reaktion* S. 83-84.
- (45) *Ibid.*, S. 155-162.
- (46) 渡辺金一評「杉村貞臣著『ヘラクレイオス王朝時代の研究』」『史学雑誌』九一—三、一九八二年、一〇五頁。
- (47) *Theophrastus Chronographia*, p. 455.
- (48) cf. Lillie, "Thrakien" und "Thrakession", S. 35-47.
- (49) G. Zacos-A. Vegliery, *Byzantine Lead Seals*, 4 vols, (Basel) 1972.
- (50) cf. H. Antoniadis-Bibicou, *Recherches sur les douanes à Byzance, L'octaou^e, le "Kommerkion" et "kommeretiares"*, *res*, (Paris) 1963; 相野洋三「ユキヌム帝国の関税組織とそのつづき——Kommerkarios とそのつづき——」『関西学院大学西洋史論集』三一—一九七三年、三一—四五頁。
- (51) なお、小アジア南岸は八世紀で海テマキビ、ライオタイとしてまとめられる。

- (52) Lillie, "Reform" S. 28.
 (53) Ibid., S. 39.
 (54) 井上前掲書、八三、八七頁。
 (55) 渡辺金一評「井上浩一著『ビザンツ帝国』」『史学雑誌』九二―一、一九八三年、九四頁。
 (56) *Theophanis Chronographia*, pp. 368, 383.
 (57) *De Thematis*, p. 84.
 (58) テマ反乱については、拙稿「テマ反乱とビザンツ帝国——「テマ」システムの展開——」『西洋史学』一四四、一九八七年、二二―四〇頁を参照。
 (59) 高橋秀他共著『高等世界史（初訂版）』（帝国書院）一九八六年、二二六―二二七頁。

（大学院後期課程学生）